

第2次千葉市障害者計画（案）に対するパブリックコメント手続の意見の概要及び市の考え方

No	意見の該当箇所				意見の概要	市の考え方	修正の有無
	頁	部	章	大項目名			
1	27	1	3	1 基本理念	<p>相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育などの総合的な連携とありますが、総合的連携をするところは「地域自立支援協議会」のことをさしているのですか。</p> <p>また、地域とは入所施設も含んでいるのでしょうか。自立とは親からの自立と解釈していいのでしょうか。</p>	<p>総合的な連携については、地域自立支援協議会に限らず、30ページ以降に記載している各論の相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育などの各事業を、総合的な連携のもと展開していくという意味も含んでおります。</p> <p>また、地域での自立した生活については、入所施設や病院等から地域生活に移行すること、また、家族との同居から自立した生活に移行することとともに、相談支援や就労支援等の事業を通じて、社会において自立した生活をする旨を記述しました。</p>	修正なし
2	28	1	3	2 計画の視点	<p>「切れ目のない総合的な支援を行う必要があります。」とありますが、具体的にどこで行っていますか。現状ではライフステージごとに、親が経緯や本人の状態等を説明しなくてはなりません。親の記憶もあいまいになったり、その時点でとりあえず、環境が揃っていて、落ち着いているとその環境整備の必要性を伝えることを忘れることもあります。情報も一元化を図っていただきたいと思います。</p>	<p>切れ目のない総合的な支援については、ご意見のとおり、成長段階や異なったサービスを利用する際に、詳細な説明を必要とする状況を変えていくための視点として、各論以降の事業を推進していくにあたって必要なことと考え、位置づけたものです。情報の一元化も含め、今後、事業を実施する上で検討していきます。</p>	修正なし
3	28	1	3	<p>「ライフステージの全段階に応じた利用者本位の支援」について、No.5に「発達障害者支援センター運営」に「ライフステージごとの一貫した支援の推進」とありますが、これを指しているのですか。他にこの「ライフステージごとの一貫した支援」をしてくれるところはありますか。</p> <p>また、「ライフステージごとの一貫した支援」のイメージを教えてください。</p>			
4	28	1	3	<p>障害者も地域の一員なのだから、地域福祉計画と重なる部分が多いと思うが、協力して地域を考えていけたら良いと思う。</p>	<p>地域に暮らす誰もが福祉の受け手であるとともに、担い手であると認識しており、地域の中でそれぞれが役割を担って連携し、協働することを推進して参ります。</p>	修正なし	
5	30	2		基本目標1 相談支援の充実	<p>「千葉市障害者計画・障害福祉計画策定に係る実態調査報告書（平成21年度）」の表ですが、障害特性によってニーズや生活スタイルが違ってきます。障害種別ごとに表を作っていたきたいと思います。</p>	<p>基本目標等の設定に当たっては、同実態調査の結果を踏まえて検討して参りました。そこで、いくつかの基本目標には、特徴的な調査結果を掲載することにより、わかりやすい計画書となるよう工夫いたしました。なお、調査結果の詳細については、実態調査報告書をご参照ください。</p>	修正なし
6	34	2			<p>知的障害の人たちにもわかるような文章での提供もしてください。</p>	<p>情報提供の各種事業は主に視覚障害者の方に対する情報支援の内容になっておりますが、ご意見を踏まえまして、今後は知的障害者の方に対する情報支援についても検討して参ります。</p>	修正なし

7	36	2	基本目標 2 地域生活支援の 拡充	高齢になっても、認知症になっても地域で住み続けられる様な千葉市にしていきたいと思います。精神障害者が何十年も入院させられているのはおかしい。障害者を受け入れる地域づくりが必要です。	障害者が地域で自立した生活を営むために、計画的な障害福祉サービス基盤の整備とともに、日常生活を送る上で必要となる多様な支援事業を展開して参ります。	修正なし
8	36	2		富山型デイサービス（このゆびとまれ）の様に、対象にこだわらず誰でも利用できるふれあえる場があると良い。	ご提案いただいた、富山型デイサービスを初め、様々な先進的な取組みがなされています。本市としましても、先進事例を研究しながら、今後の事業展開の参考として参ります。	修正なし
9	36	2		国の動向に注視しながら適切な運用や施策の展開を図っていきます、とありますが、国の動向にかかわらず、今の生活を低下させないような施策の展開を図り、将来への展望を持てるようにしてください。	国において、障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を目指し、今後、障害者基本法の改正を始め、障害者総合福祉法、障害者差別禁止法など、様々な法改正が予定されています。国の動向に注視し、かつ本市の障害者の状況を踏まえながら施策の展開を図って参ります。	修正なし
10	37	2		No.20地域住民の障害や障害者に対する理解を深めていくために、とありますが、具体的に何をされるのでしょうか。この文では、「理解を深めていくために」ケアホーム、グループホームがあるように受け取られません。障害者が生活しやすいように地域住民に理解を深めていただきたいが、それを施設職員に委ねるだけでなく、市としても積極的に施策としてやってもらいたいと思います。	グループホームやケアホームの整備にあたり、地域の住民の方の理解を深めることは重要と考えています。本市としましては、理解と交流の推進に関する各種事業を実施し、障害及び障害者の理解の推進に努めて参ります。	修正なし
11	37	2		No.22障害福祉サービス等ヘルパー研修事業について、知的障害者のヘルパーが不足しています。研修を充実させて、知的障害者のことをきちんと理解しているヘルパーが増えることをお願いします。	ご意見を踏まえまして、今後も当該事業の充実に努めて参ります。	修正なし
12	39	2		No.28障害者グループホーム等の「等」にはケアホームも含まれていますか。また、「住み慣れた地域で継続して生活できるように」とは、在宅からケアホームに移って住むことも言っていますか。 前文の地域生活への移行の促進は、病院や入所施設からの移行のイメージがあります。大切なことは、本人に合った生活スタイルを確立してあげることで、前文を「障害者一人一人に合った地域生活を確立していくために」にしてはどうでしょうか。	No.28障害者グループホーム等の整備については、ケアホームも含まれております。 また、前文につきましては、ご意見のとおり、従来の表記ではわかりづらい点があることから、「障害者の福祉施設や病院からの地域生活への移行の促進や、家族との同居から自立した生活への移行を希望する方のために、」に修正させていただきます。	修正あり

13	39	2	<p>知的障害者は重度の人が4割以上で、一人で暮らしていけない人たちが多くを占めています。住み慣れた地域で自立した生活を送るには、グループホーム・ケアホームが増えていかなない原因として、建築基準法・消防法の問題で、一般の家が利用できないことや報酬等の問題があげられると思いますが、これらをカバーして、グループホームやケアホームを整備していくのは、どの事業ですか。</p>	<p>No.28障害者グループホーム等の整備事業において、整備促進に努めて参ります。</p>	修正なし
14	40	2	<p>No.33身体または精神に障害がある、について知的障害も入っているのを明記したほうがいいのかではないでしょうか。</p>	<p>心身障害者扶養共済事業には、ご意見のとおり、知的障害の方も含まれておりますので、「身体または精神に」を削除いたします。</p>	修正あり
15	40	2	<p>No.31、32、33に心身障害者であるが、心身障害者という「身体」と「精神」の2障害と思われまます。身体・精神・知的の3障害が一緒になっている昨今ですから、事業名を心身を除いて障害者としてはどうでしょうか。</p>	<p>No.31からNo.33の事業の名称については、条例に基づいておりますことから、現行の名称でご理解ください。</p>	修正なし
16	40	2	<p>障害者への福祉手当や助成は保護者の収入により支給に制限があるもの、選択によりどちらかの支給になるものがあります。それぞれの事業の項目に支給制限があることを明記してください。</p>	<p>本計画における各事業の内容については、わかりやすく簡潔に説明することとしておりますので、ご理解ください。</p>	修正なし
17	42	2	<p>No.39移動支援事業は、社会参加と余暇活動にはなくてはならないものです。しかし、行動援護との区別がついていない保護者が多くいます。用語・仕組みが煩雑でわかりにくいです。もう少し判りやすい用語、または詳しい説明（対象となる障害種別・具体的な支援内容等）を付けていただくと助かります。 特に実態調査では、行動援護には「知的障害」の言葉が入っていますが、利用できる人が限定されていることは書かれていません。また、移動支援事業には「知的障害」の言葉は入っておらず、「屋外での移動が困難」となっているため車いす等の身体の人たちのイメージになっています。間違えた人たちもいると思われまます。</p>	<p>サービスの対象者と内容がわかりやすくなるよう、ご意見を踏まえ、「屋外での移動が困難な重度の視覚障害者・児、両上肢および両下肢に2級以上の障害のある身体障害者・児、知的障害者・児、一人での外出が困難な精神障害者に対し、外出のための支援を行います。」に修正させていただきます。 同様に、No.40訪問入浴サービスについても「身体に重度の障害があり居宅において入浴が困難な障害者等に対し、訪問入浴車を派遣して、入浴の機会を供与します。」に修正させていただきます。</p>	修正あり

18	43	2		No.48電子申請サービス事業について、通所助成申請や居宅介護または地域生活支援事業の受給者証申請・更新、ストマの助成等もできるようになるのでしょうか。具体的な内容を記載してください。	障害者向け事業の充実とともに、近年のICTの進展に伴う利便性の向上に資する観点から、電子申請サービス事業を掲載しております。現在、通所助成申請や居宅介護または地域生活支援事業の受給者証申請・更新、ストマの助成等について電子申請サービスでの受付はしておりませんが、今後、電子申請が可能になる事業が増える可能性があることから、従来通り表現することをご理解ください。	修正なし
19	44	2	基本目標3 保健・医療の充実	知的障害の人たちは自己管理能力が低いと、肥満になる人が多いです。また、診査はもちろん、病気になっても病院に行けない人や、診察を受けることさえも困難な人がいます。二次障害を予防するためにも日頃の健康診査や指導が重要だと思います。 知的障害の人たちが健康診査を受けられる事業は何番になるのでしょうか。 病院での健康診査が難しいため、通所施設やワークホーム等の小規模作業所に訪問診査や指導に来てくれる事業を入れてください。	本市では、健康診査の結果に応じて栄養や運動等に関する相談を行う健康相談事業（No.55）や健康管理上の問題を抱える方に保健師等が家庭訪問による支援を行う訪問指導事業（No.56）を実施しております。 ご指摘の「病院での健康診査が難しい」ケースへの対応については、今後も医師会等と協議をして参ります。	修正なし
20	46	2		知的障害があるため、医師の指示に従えないという理由で、いまだに診断を断られることがあります。救急隊が病院を探したときでさえも、断られた人がいました。「地域での医療体制の充実」を図るためには、地域の病院への啓発を入れてください。怪我や急病の際の夜間診療や休日診療は、病院も少ないので特にお願いしたいと思います。	ご意見を踏まえ、今後、検討して参ります。	修正なし
21	48	2		基本目標4 療育や教育から就労に至るまでの支援体制の構築	No.62療育センターで親子通園事業を行っていると聞いていますが、このことでしょうか。是非、大宮学園のような通園事業にしてほしいと思います。	現在、知的障害児通園事業は、大宮学園のみで実施していることから、療育センターでの実施を検討するものです。
22	49	2	No.62、63、65にそれぞれ、通園事業・保育所・私立幼稚園対象の事業が記載されていますが、これらを連携させて、在宅にならないような支援の仕組みを構築していただきたいと思えます。		ご意見につきましては、今後、各事業を実施していく上での参考とさせていただきます。	修正なし
23	50	2	No.70特別支援教育指導員配置事業について、知的障害児は特別支援教育指導員を配置する対象になっていないようですが、希望があれば知的障害児に対しても特別支援教育指導員を配置していただきたい。		当該事業は、小中学校の通常学級に在籍するADHD（注意欠陥多動性障害）児など、学級での授業や活動が困難な行動特性を示す児童生徒の内、緊急に対応が必要な子どもに対して困難な状況が改善され、学級での学習や生活が支障なく送れるようにすることを目的としております。 ご意見を踏まえまして、今後も当該事業の充実に努めて参ります。	修正なし

24	51	2		<p>No.74教職員に対する研修について、知的障害の人たちの成長は、経験で大きく違ってきます。研修や講座を受け、知識を積んだだけの先生たちの中には、本人に合わせた教育ではなく、知識に本人を合わせて行こうとする先生がいます。将来像を見据えながら、今必要な教育を考えていくには、本人たちが通っている施設や職場での実習も必要ではないでしょうか。</p> <p>「各種研修講座・研究」に限定せず、幅広いものにしてもらいたいと思います。特に特別支援学級の先生が学校で孤立しないために、校長や教頭には理解が必要です。学校全体で子どもたちを見ていくという態勢を構築していったらいいと思います。</p>	<p>ご意見につきましては、今後、事業を実施していく上での参考とさせていただきます。</p>	修正なし
25	53	2		<p>No.84通学する「障害者」ではなく「障害児」ではないでしょうか。</p> <p>肢体不自由児施設等とありますが、知的障害児対象の施設がないため「等」は成人施設を指すのでしょうか。</p>	<p>「障害児」については、児童福祉法及び障害者自立支援法において「18歳未満のもの」と定義されていますが、高等学校に通学する3年生の中には18歳になる方もいますので、「障害者等」と記載しております。また、障害者自立支援法においても障害者もしくは障害児を「障害者等」と記載しています。</p>	修正なし
26	54	2		<p>No.87市立養護学校高等部とありますが、県立特別支援学校は美浜区、花見川区、稲毛区在住者が対象です。この事業には、入らないのですか。住所によって分けられてしまうので、差のないようにしてほしいです。</p>	<p>一般就労における福祉分野と教育分野の連携については、より充実を図る必要があると考えており、ご意見につきましては、今後、事業を実施していく上での参考とさせていただきます。</p>	修正なし
27	57	2	基本目標5 理解と交流の推進	<p>自分にも協力できることがあればやりたい。例えば、今育児中であるが、普段障害者と接する事が全くできないため、心の垣根のない社会づくりのために、小さい頃から障害を持った人とも触れ合う機会があると良い。</p>	<p>障害及び障害者に関する理解は、共生社会を実現するために不可欠であり、ご意見のとおり、様々な機会を通じて、触れあう機会が持てるよう各事業を推進して参ります。</p> <p>また、子供の頃から障害の方と触れ合う機会については、基本目標5(1)の各事業を推進することにより、充実して参ります。</p>	修正なし
28	57	2		<p>No.96障害者マークの啓発とともに、販売場所を福祉事務所、または警察署に限定して欲しいと思います。100円ショップなどで売られているため、障害者スペースを利用している人がいて、本当に必要な人が使えない場合が多くなっています。</p>	<p>障害者マークの普及とともに、ご意見のとおり、一部の方による不適切なマークの利用により、本当に必要な方が使えない問題が発生してきております。販売場所を限定することは困難ですが、各種マークの正しい知識及び理解を促進して参りたいと考えます。</p>	修正なし

29	57	2		精神障害への偏見がとても強くある。統合失調症は100人に1人の割合で発症する誰もがかかる可能性がある。小学校からの障害や病気に対する教育が必要なのではないか。	小学校からの障害や病気に対する教育については、相互理解の推進において、年齢にかかわらず誰でも交流できるイベントや障害者みずから子どもたちに話しかける「ふれあいトーク」等の事業を記載しております。これらの事業を通じて、児童に対する障害理解を深めて参ります。	修正なし
30	64	2	基本目標 6 生活環境の整備	No.122グループホーム等家賃助成事業について、国から家賃補助が出ていますが、今まで市がやってくれた家賃補助はどうなりますか。	国での家賃助成に関わらず、当該事業については、生活保護の適用を受けている方を除いてグループホーム等に入居している方に対し、家賃の一部を助成します。	修正なし
31	65	2		菅田駅南口成田屋までの道が交通量が多く道幅が狭くて危険であり、改善してほしい。反対に、菅田駅北口から八幡神社までの道は広すぎる。	バリアフリー化の推進については、段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置など障害のある方が感じる障壁を取り除き気軽に外出できることを目標としています。 ご意見につきましては、今後、事業を実施していく上での参考とさせていただきます。	修正なし
32			その他	第1次計画では、数値目標がしっかり明記されていましたが、今回はありません。数値目標を設定してやっていかないのですか。	障害者福祉分野の事業は、平成23年度策定予定の「障害福祉計画」において、「障害のある市民の地域生活や一般就労への移行に関する数値目標」、「平成24年度から平成26年度までのサービス量等の必要量の見込みとその確保のための方策」などを定める予定です。 それ以外の分野の事業は、各分野ごとに数値目標が設定されている場合であっても、こうした数値目標が必ずしも障害者計画の基本理念や6つの基本目標を達成することを想定して立案された目標値ではないため、第2次障害者計画では数値目標の記載をしませんでした。今後、各事業の進行管理の中で、サービス量等の状況を明らかにして参ります。	修正なし